## 北海道アウトドア資格制度実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 (案)	現 行	備考
北海道アウトドア資格制度実施要綱	北海道アウトドア資格制度実施要綱	
第1 (現行どおり)	第1 (略)	
第2 (現行どおり)	第2 (略)	
第3 (現行どおり)	第3 (略)	
第4 北海道アウトドア資格制度推進会議  1 推進会議の開催 アウトドア活動全般にわたる質の維持向上を図るため、必要の都度、 資格制度のあり方等について有識者等の意見交換等を行う北海道アウトドア資格制度推進会議(以下「推進会議」)を開催する。 2 推進会議の運営等 推進会議の開催、運営に関し、必要な事項は別に定める。	第4 北海道アウトドア資格制度推進委員会 1 推進委員会の設置 知事は、優れたアウトドアガイドや良質なアウトドア事業者などを 育成し、その資質向上を図る意欲が高められ、かつ、柔軟に対応できる 持続可能な資格制度となるよう不断の見直し、アウトドア活動全般に わたる質の維持向上を図るため、資格制度推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。 2 推進委員会の運営等 推進委員会の設置、運営等に関し必要な事項は、別に定める。	「附属機関等の設置及 び運営に関する基準」の 改正に伴う懇談会への 移行
第5 (現行どおり)	第 5 (略)	
附 則 1 (現行どおり) 2~3 (現行どおり)	附 則 1 この要綱は、平成23年7月8日から施行する。 2~3 (略)	
附 則 (平成24年7月12日経済部観光振興監決定) (現行どおり)	附 則 (平成24年7月12日経済部観光振興監決定) この要綱の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。	
附 則 (平成25年3月29日経済部観光振興監決定) (現行どおり)	附 則 (平成25年3月29日経済部観光振興監決定) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。	
附 則 (平成27年3月12日経済部観光振興監決定) (現行どおり)	附 則(平成27年3月12日経済部観光振興監決定) この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。	
<u>附 則 (平成 年 月 日経済部観光振興監決定)</u> この要綱の一部改正は、平成 年 月 日から施行する。		